

◆1番（浅沼美弥子） 皆さん、おはようございます。1番、公明党、浅沼美弥子でございます。平成26年第2回定例会個人質問を一問一答で行います。

未曾有の被害をもたらした東日本大震災から3年が経過いたしました。改めまして、犠牲になられました方々のご冥福と復興加速を心からお祈り申し上げます。震災以降、日本の災害対策は見直しを余儀なくされ、取り組みが行われています。同時に、地震のみならず、豪雨や台風、竜巻など自然災害の被害を軽減するための減災も求められています。当市においても防災危機体制の強化と自助、共助、公助を基本とした地域防災力強化への取り組みをさらに進めていくことが重要です。

そこで、1、災害に強いまちづくりと地域防災力強化への取り組みについて伺います。はじめに、昨年6月の災害対策基本法の改正や、同11月の建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行等の法改正に伴う本市の対応はどのようになっているか。

（1）、法改正に伴う本市の対応について伺います。

次に、（2）、防災、減災力強化について、以下8項目について伺います。①ですが、1文字訂正をお願いします。「事業継承」の「承」の字を続くという字、「続」に訂正をお願いいたします。

①、事業継続計画（BCP）、以下BCPと申し上げます。について。BCPについては、市の地域防災計画の中に行政体としての重要業務を継続することができるBCPを策定し、業務継続に必要な体制を整備すると明記されております。民間事業所に対しても災害時にも事業が継続でき、かつ重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう事前の備えを行う事業継続計画を作成するように努めると記載されております。平成23年第2回定例会で取り上げてから3年が経過いたしました。そこで、市及び民間事業者のBCP策定の進捗状況について伺います。

②、ジェイコムを導入。千葉県我孫子市では、4月からジェイコム防災情報サービスの提供が開始されました。これは、緊急地震速報に加えまして、市の防災行政無線の告知放送配信を提供するものです。ジェイコム加入者であれば月額300円、未加入でもエリア内であれば月額500円でサービス使用が可能です。また、契約は各個人と会社が結ぶため、市の負担経費はありません。サービスに加入、専用端末を設置いたしますと、高層マンションや気密性の高い住宅でも自宅の中で市による防災行政無線など、行政情報を明瞭に聞くことができるようになります。テレビやラジオを消していても、フラッシュや音声で知らせるので、安心。被災時には、ラジオや簡易ライトとしての使用もできるすぐれものとなっております。気象庁が発報する緊急地震速報については高度利用者向けとなっていて、一般向けよりも精度の高い情報が配信されます。今まで市民からの防災行政無線が聞き取れないといった声がたくさんありました。この声はどう応えるか。これまで防災ラジオの提案等、たびたび行ってまいりました。いざというときに市民の一人一人に正確な情報をお届けせずして、市民の命と財産を守ることはできないからです。そこで、今回はこのジェイコムのような防災情報サービスの導入はできないか伺います。

③、外国人に対する対策について。当市人口比でいいますと、1.2%を占める1,000人以上の外国人に対して防災への心構えをどう身につけていただくのか。岡山県総社市では、外国人の防災リーダー養成を行っています。また、大分県別府市では災害時に備えた日本人と外国人との地域交流会、別名を防災運動会といいます。これを開催したりして工夫をしております。当市の外国

人に対しての防災、減災意識の普及啓発策について伺います。

次に、④、子育て世代への防災、減災知識の普及啓発について伺います。いざというとき子どもたちの命を守るために、乳幼児等を持った子育て世帯への防災、減災知識の啓発は重要です。今後どのような工夫をして行っていくのか伺いたと思います。

⑤、防災、減災リーダーの育成。地域防災計画の地区別説明会が12回行われましたが、307名の参加にとどまっております。また、説明会終了後に町内会等から個別での説明会の開催の要請がありましたが、要望に対応できなかったとお伺いしております。せっかくの市民からの要望に応えられるようにするには、どうしたらよいか考えていただきたいと思えます。住民の中には、防災知識を持った方々がおります。こうしたリーダーや団体と連携する仕組みをつくっていけば、対応は可能と思われまます。これまでのリーダーの育成の現状と今後についての考えを伺います。

⑥、市の備蓄について。備蓄計画と進捗状況を伺います。

⑦、遠隔地協定。遠隔地の協定締結の必要性と現状。また、どのような観点で相手を決めるのか伺いたしたいと思います。

次に、⑧、防災公園等の整備。白井市では、本年4月1日、防災公園が開園しました。全国にも防災の機能を備えた防災公園が設置されていますが、当市での状況はどうか伺います。

次に、2、市民相談から、以下5点について伺います。

(1)、色覚検査について。21歳の子どもさんを持つ方から、子どものころからの夢をかなえるため専門学校に通っていた子どもさんが、色覚に異常があるということがわかって学校を退学。夢を諦めざるを得なくなったというお話を伺いました。私が子どものころは、学校で色覚検査をしておりましたが、小学校での色覚検査の現状、経過について伺います。

(2)、アレルギー児童の対応。今年小学校に入学した食物アレルギーを持った子どもの保護者から、本来は給食が始まる前に行われるべき保護者と学校との面談等について行われなかったこと。また、個別プランが届いたのが約1カ月後であったことなどの事態について、市は県や国の対応マニュアルの厳守を徹底していただきたい旨の訴えがありました。食物アレルギーについては、一昨年6月議会でも取り上げさせていただいております。今回このような市民相談を受けまして、とても残念に思えます。再度食物アレルギーを持った児童についての対応はどのようなものかについて伺います。

(3)、保育所での事故後の対応。私立保育園で2歳児が骨折するという事故がありました。その後の保育所の対応を聞きますと、危機管理について課題があると感じまます。子どもの命を守るためにも市も対策を真剣に検討する機会とし、印西市にある保育所はどこも安心して預けられると言われるような体制を整備していただきたい。そのことが保育所での事故を未然に防ぎ、子どもを守る取り組みにもつながっていくと考えまます。そこで、現在保育所での事故発生後の対応の現状について伺います。

(4)、空き家等に関する苦情の対応。適切な管理が行われていない空き家は、防災、防犯、衛生、景観などで地域住民の生活環境に大きな影響を及ぼまます。これまで市民から空き家等に関する苦情、相談が数多く寄せられてまいりました。他の議員からも、これまで議会において何度も取り上げられております。今年3月、その心配が現実となる事件が起きました。空き家から火災が発生。隣と前の家は、熱風とプロパンガスボンベの爆発により家が破損するなどの被害を受けま

した。たまたま風向きがよく、燃え移ることがなかったのが不幸中の幸いでした。しかし、火元の家は全焼。焼け残った家の一部は、強風等によって倒れたり、残骸が飛んでくるなど、いつ2次被害が起こってもおかしくない状況でした。2次被害を心配する隣の住人が相談しましたが、警察、消防、市役所ではどうすることもできません。相談した住民にとっては、たらい回しという不信が残りました。また、全焼した家の持ち主といえば、近隣住民に迷惑をかけていることを申しわけなく思うものの、事情があって取り壊すための費用が調達できず、困り果てておりました。今回の事例のほか、植木や雑草等の繁茂の問題等について市ができることといえば、所有者に連絡し、対応をお願いすること。中には遠方であったり、何らかの理由で所有者が対応できない場合はお手上げ状態なのが現実でございます。本埜のある地域では、やむなく地域の住民がボランティアで植木や雑草の剪定、草刈り等を行っているところもあります。こういった住民に押しつけている負担をなくすため、また市民の安心、安全な住環境を守るため、積極的に対策を打つべきではないでしょうか。全国では、昨年10月時点で272の自治体で独自に空き家に関する条例が制定されています。例えばその自治体が抱える課題にきめ細かく対応できるような仕組みづくりも行っています。例えば所有者が高齢化等の事情で自分では対応し切れない場合などに対しては、植木の管理や見回りなどをシルバー人材センターと通常より安価な料金での年契約できるシステムを地主さんに紹介している埼玉県ふじみ野市の例。また、土地の寄附を条件に市が取り壊しを行い、公園や駐車場にしている九州の例。また、解体費用を貸し出し、分割返済ができるようにした例などなどです。しかし、条例制定にはある程度の効果はあるものの、限界があるとの声も自治体から上がっています。今後人口減少、高齢化を踏まえ、空き家はますます増加します。そこで、国は市に立入調査ができる権限を付与したり、行政代執行法に基づいて解体できる規定をつくる。また、更地にすることにより3倍から4倍の負担増となる固定資産税に対する税法上の措置を講じる。さらには、地方自治体の空き家対策費に対する地方交付税制度の拡充などの財政措置を講ずるなど、自治体を後押しするような法整備がこれから検討されているところでございます。そういった状況も踏まえまして、市として空き家等に関する課題解決に向けた対策に取り組む考えはないか伺います。

(5)、21住区の防犯灯の設置。小学校の建設も着々と進み、来年4月には開校予定の21住区の幹線道路等の防犯灯の設置はどうなっているか伺います。

3、印西市学校給食センター整備事業について。その進捗状況を伺います。

4、木下駅圏の公共施設の再配置によるまちづくりについて。今後どのような観点から検討を行っていくのか伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

◎市長(板倉正直) おはようございます。浅沼美弥子議員の個人質問に対し、答弁をいたします。1の(1)については私から、その他については教育長及び担当部長から答弁をいたします。

1の(1)、法改正に伴う本市の対応についてお答えをいたします。近年における災害対策基本法の改正といたしましては、平成24年6月に一部の改正が行われ、防災会議の所掌事務及び委員構成の見直しが行われたことから、市の対応といたしましては本市の防災会議においても所掌事務及び委員構成を改め、自主防災組織を構成するもの、また学識経験のある者のうちから市長が任命する者を新たに加えた条例改正を行いました。平成25年6月にも一部改正が行われ、災

害時要援護者の名簿作成、情報の利用、提供及び指定緊急避難場所の指定などを地域防災計画に基づき改めなければならないものと定めることが望ましいものとして、それぞれ示されております。市としましては、今後予定されております千葉県地域防災計画の見直しの動向に合わせて計画の見直し等、対応してまいりたいと考えております。

また、平成 25 年 11 月に建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正し、施行されております。主な改正点は、病院、店舗、旅館等の不特定多数の方が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち、昭和 56 年以前に建てられた大規模な建築物等については耐震診断を実施し、その結果を特定行政庁に報告することを義務付けし、その結果を公表することとしています。なお、本市において該当する大規模建築物等はございません。今後も県や関係機関と連携を図りながら、必要な取り組みに努めてまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長及び担当部長から答弁をいたします。

◎教育長(大木弘) 2の市民相談からの(1)、色覚検査についてお答えいたします。

色覚検査が学校の定期健康診断項目から除かれた時期、背景、また印西市の現状についてお答えをさせていただきます。色覚検査が学校で受診する必要がなくなった時期は、平成 15 年度でございます。これは、平成 14 年3月改正の学校保健法施行規則の一部改正により、検査の必須項目から削除されたためでございます。削除された背景につきましては、同規則によりますと、「色覚異常についての知見の蓄積により、色覚異常と判断されるものであっても、大半は支障なく学校生活を送ることが可能になってきていること。」また、「色覚異常を有する児童生徒への配慮」の両面からでございます。印西市の検査の状況につきましては、小学校4年時の視力検査の際に、保護者の同意により希望者にのみ色覚検査を実施しております。平成 25 年度は、92.5%の児童が検査を実施いたしました。

次に、(2)、アレルギー児童への対応についてお答えいたします。印西市では、毎年「健康調査票」にてアレルギー疾患の状況の把握をしております。特に食物アレルギーにつきましては、食物アレルギーを持つ児童生徒の保護者に「食物アレルギー等保健調査票」をお渡しし、アレルギー源、医師の診断状況、対応などについて調査をしております。さらに、食物アレルギー疾患を持つ児童生徒の名簿を作成し、学校の職員全体で共通理解を図っております。事故を起こさないための取り組みにつきましては、保護者から提出された「食物アレルギー等保健調査票」や保護者との面談の内容をもとに「食物アレルギー個別支援プラン」を作成し、対応しているところでございます。学校給食センターでは、毎月の給食献立に用いる食材料の成分を確認した上で詳細な献立表を作成し、保護者に提供しております。事故予防のために給食センターでの食品成分の正確な記入、ご家庭の協力を得て除去すべき食材の確認、配膳時の担任や養護教諭の確認、本人の最終確認などの点検過程を経てアレルギー源を除去した給食をとるようにしております。

以上でございます。

◎総務部長(新井功) 私からは、1の災害に強い街づくりと地域防災力強化への取り組みについての(2)の①から⑦まで及び4の木下駅圏の公共施設の再配置によるまちづくりについてをお答えいたします。

1の(2)の①、事業継続計画(BCP)についてお答えいたします。市の業務継続計画の策定については、災害発生時の個別対策マニュアルは作成しておりますが、その後に必要となる優先度

の高い通常業務の継続、早期復旧を含めた検討がまだ十分なされていない状況でございます。災害時における業務継続計画は、できるだけ早期に策定しなければならないと認識しておりますが、国の策定に関するガイドラインや県の計画を参考に進めてまいりたいと考えております。また、民間事業所の策定に関しましては、事業継続計画の周知が十分でない事業所もあると伺っておりますので、国の各省庁で策定している各業種向けのガイドライン等をホームページ等で紹介してまいりたいと考えております。

次に、②、ジェイコムで行っているような情報の配信サービスの導入についてお答えいたします。当該サービスにつきましては、災害時に防災行政無線を補完し、情報提供できる配信システムの一つであると認識しております。市におきましても情報伝達手段として災害情報連携システムを導入し、災害情報の一元管理や多様なメディアの活用により防災行政無線を補完し、迅速かつ正確に災害情報等を市民に伝達する体制づくりに取り組んでいるところでございます。議員ご提案のシステムも、より多くの市民の方に災害情報を伝達する手法の一つでございますので、活用できる環境が整備された際には導入を検討してまいりたいと考えております。

次に、③、外国人に対する対策についてお答えいたします。言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人の方々に対しましては、災害への正しい心構えを身につけていただくために消防庁等が発行している外国語が表記された啓発冊子の配布や市の総合防災訓練の案内などを行っているところでございます。また、今年度はより啓発を図るため、昨年度作成した防災ブックの外国語版を作成し、外国人と交流のある関係団体や大学にご協力いただくとともに、公共施設の窓口を通じて配布したいと考えております。

次に、④、子育て世代への防災、減災知識の普及啓発についてお答えいたします。乳幼児を抱えているご家庭につきましては、通常時においてもお子様への十分な配慮が必要であると考えておりますが、災害時におきましては、さらにお子様を守るための安全確保や避難方法、備蓄など事前に対策を講じておくことが重要であると認識しております。また、乳幼児を抱えている世代は子育てに多忙なことから、防災訓練や災害時に備えた研修等に参加する機会が少ないものと考えております。このようなことから、今後関係部署と連携し、ホームページで周知するほか、子育て世代の方々がお集まりになる検診などの機会を通じ、啓発チラシの配布などを行い、防災、減災知識の普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、⑤、防災、減災リーダーの育成についてお答えいたします。防災リーダーの育成の一環としましては、毎年自主防災組織の代表者を対象に自助、共助の重要性についての講義や避難所運営のゲーム体験などの研修を行ってきております。自助、共助に係る行動分野では、どうしても行政では限界がありますことから、地域における防災活動の中心的な担い手として、また活動を効果的に実践するための必要な訓練指導などを行っていただくためにも防災リーダーの育成は重要であると考えております。また、総務省消防庁の基準に基づき認定されたセーフティーリーダーの資格のある方やNPO法人日本防災士機構が認定した防災士の資格をお持ちの方は、防災や救急法の知識や技術を持ち、災害時には避難誘導、救助、避難所の世話などを行う地域の防災活動の中核をなす方々でございます。市としましては、このような方々の組織と連携をとりながら、平常時における協力体制がとれるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、⑥、市の備蓄についてお答えいたします。まず、市の備蓄目標につきましては平成 23

年度の防災アセスメント調査において、印西市直下でマグニチュード 7.3 の地震が発生した際に想定される避難者数と帰宅困難者数をもとに備蓄計画を策定しております。防災アセスメント調査におきましては、発災1日後の避難者数は3万 9,205 人で、帰宅困難者数は 7,667 人という想定になっており、食料の提供に関しては、避難者については1日2食とし、帰宅困難者については1日1食を提供するという計算で約8万 6,500 食を必要数量として見込んでおります。現在の市の備蓄量につきましては、平成 26 年4月1日現在でアルファ化米、クラッカー、ソフトパン、保存用ラーメン等を集計すると、8万 884 食となります。今後保存期限に達する備蓄食料の入れかえを行いながら、新たに備蓄食料の購入を進め、必要数量を確保してまいりたいと考えております。

次に、⑦、遠隔地協定についてお答えいたします。市では、遠隔地との相互応援協定の必要性を十分認識しているところでございますが、現在具体的に交渉している自治体はなく、相手方となる自治体との交渉方法等について、先進自治体を参考に検討しているところでございます。また、協定先となる自治体を模索していく際には、震災や風水害など、さまざまな大規模災害を想定して、相手先となる自治体と印西市との距離や自治体の規模ほか、双方の魅力やセールスポイントなどに観点を置き、探してまいりたいと考えております。

次に、4、木下駅圏の公共施設の再配置によるまちづくりについてお答えいたします。木下駅圏の公共施設といたしましては、市役所、大森図書館、文化ホール、中央公民館、大森小学校、木下小学校、大森幼稚園、大森保育園、木下保育園、学童保育施設、そして総合福祉センター等が配置されております。施設の再配置という点では、平成 26 年4月 22 日付で総務省から公共施設等総合管理計画の策定が要請されており、またあわせて計画策定に際しての指針が示されております。この指針による予防的な維持管理の考えを取り入れることやトータルコストの縮減、維持管理費の平準化を目指すこと、必要な施設のみを更新すること等が示されております。したがって、今後借地料等のコストや公共施設の利用状況等を勘案し、計画の中で公共施設の再配置についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎都市建設部長(須藤賢一) 1の(2)、防災、減災力強化についての⑧、防災公園等の整備についてお答えいたします。

現在防災設備を兼ね備えた公園としては、東の原公園の1カ所でございます。この公園は、本年度から都市再生機構より引き継いだ面積約 2.1 ヘクタールの近隣公園で、災害時の一時避難場所として位置づけしており、公園内にはかまどベンチ、防災パーゴラ、防災トイレといった災害時用の設備が設置されております。なお、こういった公園の設備、機能につきましては、近隣の入居状況を踏まえまして、地域の防災訓練やイベント等で活用していただくことで周知できればと考えております。

次に、2、市民相談から、(4)、空き家等に関する苦情の対応につきましてお答えいたします。昨今社会問題化しております空き家等に関する問題に関しましては、市といたしましても重要な課題と認識しております。市民の方から相談があった際には、関係各課で連携を図り、必要な対策を行っているところでございます。また、空き家等に関します問題意識を共有するために前年度庁内協議を実施いたしまして、市民の方からの相談や苦情、要望に対しまして適宜対応できるよう関係各課での取り扱いを定めたところでございます。今後も引き続き定期的に庁内協議を行い、さ

さまざまな問題に対応できるよう条例を制定している近隣市などの事例を調査研究いたしまして、必要な仕組みについて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

◎健康福祉部長(浅倉美博) 2、市民相談からの(3)、保育所での事故後の対応につきましてお答えをいたします。

保育園におきまして保育時間中に在園児が事故に遭い、けがをした場合、けがの応急処置や症状によっては病院への搬送、また保護者への連絡、説明など速やかに行う必要がございます。公立保育園におきましては、けが等への対応マニュアルによる応急処置や事故、災害報告書による保護者及び保育課への報告、連絡を迅速に行っており、私立保育園におきましても公立保育園と同様に迅速な対応を行っている旨の話は伺っているところでございます。なお、私立保育園での具体的な対応手法等につきましては、各園に委ねているのが現状でございます。

以上でございます。

◎市民部長(鶴岡敏明) 2の(5)、21住区の防犯灯の設置についてお答えをいたします。

印西総合病院脇交差点からジョイフル本田脇の交差点までの南北に通じる道路につきましては、隣接する土地の開発が終了していないことから、付近は夜間は暗く、人けも少ないなど、通行に際し、防犯上不安であるとお話を伺っています。また、当該地区には病院がございまして、また(仮称)21住区小学校の開校も平成27年4月に予定していることから、市といたしましても防犯灯の設置について必要性を認識しているところでございます。しかしながら、当該地区は電線類の地中化区域内にあるために東京電力の電柱がなく、新たに支柱、電線を埋設する必要もあることから、ほかの地域と比較いたしますと、予算的、技術的なハードルが高く、設置の困難な地域となっております。今後付近の開発状況や道路の移管状況を確認しながら、設置場所等の調整や予算措置など設置に向けて努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎教育部長(高島一郎) それでは、私からは3、印西市学校給食センター整備事業についてお答えします。

平成25年度に策定いたしました印西市学校給食センター整備基本計画に基づき、現在の施設を3施設に集約してまいり予定でございます。その整備手法といたしましては、新たな用地取得を行い、高花学校給食センターにかわる新築整備で1カ所、牧の原及び印旛学校給食センターの2カ所を改修整備し、引き続き利用していくことで計3施設への集約を図るものでございます。新たに整備してまいります学校給食センターにつきましては、今議会に用地取得費の増額補正を提出しております。今年度は、用地の取得並びに建設工事の設計業務を進め、平成27年度及び平成28年度の2カ年で建設工事を行う予定でございます。牧の原及び印旛学校給食センターにつきましては、今年度と来年度の2カ年で調理機器の更新、増設等を行う予定でございます。

以上でございます。

◆1番(浅沼美弥子) それでは、再質問を行わせていただきます。

1の(1)につきましては、質問はありません。

(2)、防災、減災力強化についての再質問は、⑥の市の備蓄についてのみ行わせていただき

ます。市の地域防災計画の中に備蓄拠点について明記されております。この備蓄拠点については、早急に整備していく必要があると思っておりますけれども、その考えについて伺いいたします。

◎総務部長(新井功) それでは、浅沼議員の再質問についてお答えいたします。

現在は、市内の各指定避難場所の備蓄倉庫に食料や資機材を分散して備蓄しておりますが、大規模災害時には備蓄倉庫を補完する機能を持つ備蓄拠点が必要であると認識しております。今後は、市域の状況や避難施設との距離、輸送経路などを考慮して、立地場所や施設規模などの検討を進めてまいりたいと考えております。

◆1番(浅沼美弥子) わかりました。

次、2の市民相談からの再質に移ります。(1)の色覚検査についてです。検査を中止した背景については、少し理解できないところもあるのですが、もう過去のことで、変えられないということで、しょうがありませんけれども、私が例を挙げさせていただきました市民相談の例などについて、今後の対策について伺いたいと思っております。

◎教育長(大木弘) お答えいたします。

文部科学省の今年度4月30日の通知がございまして、平成14年3月の改正の趣旨を踏まえ、児童生徒や保護者の事前の同意を得て個別に検査、指導を行うなど適切な対応ができる体制を整えること及び教職員が色覚異常に関する正確な知識を持ち、学習指導、生徒指導、進路指導等において配慮や適切な指導を行うこと。特に児童生徒が自身の色覚の特性を知らないまま不利益を受けることがないように、保健調査に色覚に関する項目を新たに追加することなど、より積極的に保護者への周知を図る必要があるとございました。本市の検査実施につきましては、検査の内容や時期を周知している状況ではございますが、小学校4年生で色覚検査希望調査票の配付に合わせ、再度周知に努めてまいりたいと考えております。また、教職員の観察により特性の把握を丁寧に行うよう、各学校に指導してまいりたいと思っております。

以上でございます。

◆1番(浅沼美弥子) 今文科省の通知文の中にもありましたけれども、より積極的に保護者への周知を図るために、保健調査の中に色覚に関する項目を追加するお考えはないか伺います。

◎教育長(大木弘) お答えいたします。

それにつきましても今後国の検討内容、また動向等を見ながら判断する予定としております。

以上でございます。

◆1番(浅沼美弥子) 最初の答弁の中で平成25年度の色覚検査実施者、印西市92.5%ということで回答がありましたけれども、いつから統計をとっているのか。また、印西市、合併を途中でいたしましたので、そのときの状況など、もう少し詳しいご説明をお願いいたします。

◎教育長(大木弘) お答えいたします。

色覚検査を希望者対象として実施するようになったのは、平成15年度からでございます。希望による色覚検査を残念ながら行っていなかった旧本埜村地区におきましては、市村合併のときの平成22年度に小学校4年生に加えて小学校5年生から中学校3年生までの児童生徒に希望を募り、検査を実施いたしております。

以上でございます。



◆1番(浅沼美弥子) 合併時できる限りの対応していただいたということでございました。しかし、そのときに、中学校3年生までですから、中学校を卒業してしまっていた学年、2学年あるのです。平成5年4月生まれから平成7年3月生まれまでの2学年、この学年の子どもたちには検査されていないということです。学校での検査のチャンスを逃がしたということになります。また、印旛においては実施率の状況はわかりませんが、100%ということはないでしょうから、未実施者はいるということで予測ができます。さらに、旧印西市から新印西市になりまして、この11年間の検査結果を見てみますと、検査対象者が7,985人、そのうち7,365人、92.2%が検査を実施しております。ちなみに、実施者のうち3.1%に当たる229人がひっかかったということでございますので、残りの未実施者7.8%に当たる620人が未実施ということになっています。その方たちが自分の色覚についての情報を知らなかったということで不利益を受けることがないように、できる限りの対策は打っておくべきではないかと思っております。色覚検査は、簡単にいろいろインターネットとかでできるということもありますので、周知ということも対象なのではないかと思っております。そこで、学校だけの対応では限界がありますので、色覚検査に関するこれまでの経過と現状、今問題になっていること等、情報を身近な市の広報やホームページで周知するお考えはないか、これは健康福祉部長にご答弁お願いしたいと思っております。

◎健康福祉部長(浅倉美博) お答えをいたします。

今議員からご提案のございました色覚検査の関係でございますけれども、その周知方法につきまして今後検討してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

◆1番(浅沼美弥子) それでは、(2)のアレルギー児童の対応について再質に移らせていただきます。

平成20年12月に東京、調布市で起きた給食後に食物アレルギーによるアナフィラキシーショックで死亡した事故を受けて設置されました文科省の有識者会議が取りまとめた最終報告というのが、今年の3月に発表されております。ぜひこれをしっかりと関係者は読んでいただきたいと思っております。この最終報告によりますと、現状の問題点として学校給食における食物アレルギーの対応などを示した国のガイドライン、指針に基づくきめ細かい具体策が現場で行われていないと指摘されております。まさに今回そのとおりになってしまったということになります。今後ガイドラインに沿った対応を徹底してほしいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

◎教育長(大木弘) お答えいたします。

平成20年の国のガイドライン、平成25年の県のガイドラインを踏まえて当市でも昨年度食物アレルギー対応のマニュアルの見直しを行い、取り組みを進めているところでございます。このマニュアルに基づき、小学校の新入生は入学前に行われる就学時健康診断及び入学説明会のときに状況を把握して、3月までに調査票を配付しております。中でもエピペン保持者に対しましては、入学前より随時保護者面談を行っている状況でございます。特に新入生につきましては、エピペンの所持にかかわらず、アレルギーがある児童には事故の防止に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆1番(浅沼美弥子) それでは、今回新1年生ということでしたけれども、このアレルギー問題では子ども一人一人のアレルギー体質を正確に把握することが対策の第一歩ということで、今回の

事例のようなことがないようにするためにどのようなことをするのか、そのことについて具体的にお願います。

◎教育長(大木弘) お答えいたします。

今回対応がくれ、保護者との面談の実施が5月になってしまったケースにつきましては、原因と対応について状況を把握しながら、再発防止に向けた改善に努めるよう指導いたしました。今後各学校におきまして、特に小学校入学時において事前調査票の配付を就学时健康診断時に、提出は入学説明会時に行い、養護教諭等の保護者への聞き取りは入学前に行うなど手順に沿って確実に実施し、給食の開始に備えるよう努めてまいります。また、聞き取り終了の報告につきましても徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆1番(浅沼美弥子) 特に新学期は新入生も入り、教職員も入れかわるということで、早目、早目の対応をお願いしたいと思います。

それで、この再質問の最後なのですけれども、アレルギー児童の中にはお弁当を持参している者もおります。全弁当ですか、全食弁当という方が9名いらっしゃるということなのでございますけれども、これから夏場に向かって弁当の保冷、それから冬場では温めですね、そういった一人一人の配慮というのはどのようになさっていくのか伺いたいと思います。

◎教育長(大木弘) お答えいたします。

アレルギー児童生徒等が持ってくるお弁当の管理につきましては、現在原則自己管理ということの基本としておりますが、やはり季節や児童生徒個々の状況等がございますので、各学校において保護者等と十分相談の上、個別に対応を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆1番(浅沼美弥子) よろしく願いいたします。

それでは、(3)の保育所での事故後の対応についての再質問に移らせていただきます。市内で統一した事故があったときの対応マニュアル、これをしっかりとつくっていくべきではないかと思っているのですけれども、その点についてお願いします。

◎健康福祉部長(浅倉美博) お答えをいたします。

事故後の対応手法等につきましては、私立保育園に聞き取りを行いました。現時点ではほぼ同様の対応が図られている状況でございました。しかしながら、マニュアルが整備されていないといった状況も把握できましたことから、マニュアルの必要性や対応手法等も含めまして、公立、私立の各保育園と調整を図りながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆1番(浅沼美弥子) それでは、市立の保育所と私立の保育所でやっぱり差があってはならないと思います。市立の保育所では、きちんとした報告書というのがきちり、誰かにかまれたとかというのも全部報告上がるそうでございますので、やっぱりそこまでいくべきかは考えていただくとしても、しっかりした事故後対応マニュアルというものは私立の保育所でもしっかりとあるべきだと思いますので、そういう点をまたよろしくお願いいたします。

それで、重大な事故について、骨折とか、そういうことがあった場合は、やっぱり市は私立に委託して保育していただいているのですから、そういった報告を受けるシステムというのがないこと自

体が何か不備ではないかなと思うのです。重大な事故については、市への報告をきっちりと義務づけるべきではないかと思うのですけれども、その点についてお伺いいたします。

◎健康福祉部長(浅倉美博) お答えをいたします。

現状でございますけれども、市保育課に対しまして公立保育園からの報告は漏れなく行われておりますが、私立保育園につきましては報告を義務づけておりませんことから、事故等の発生状況等、把握できていない状況となっております。保育園内での事故発生の防止及び発生時の対応につきましては、子ども・子育て支援の新制度、こちらにおける特定教育・保育施設等の施設の運営に関する基準におきまして対応指針の整備、市町村や家族への連絡、それから改善策の周知徹底、事故の状況や事故後の措置の記録など義務化することとなっておりますので、平成27年度の新制度開始予定に向けまして、検討、調整を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

◆1番(浅沼美弥子) 最後に、危機管理という意味でも今後保育所等で発生した事故に対する、保育所だけではないですけれども、検証を行う組織、こういったものをつくる考えはないか伺いたいと思うのです。検証委員会みたいなものです。何かあったときに検証委員会でいろんなことを調べていただくという、そういう仕組みづくりというのが非常に大切になってくるのではないかと思います。いかがでしょうか。

◎健康福祉部長(浅倉美博) お答えをいたします。

保育園において発生しました事故に関する検証でございますけれども、保育園事故、災害報告書の中で今後の対策等を記入してございますので、第三者機関によります検証は現在行っておりません。つきましては、今後原因究明、再発防止、情報共有といった観点も考慮いたしまして、また他市の事例等も参考にしながら調査研究をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(渡邊正一) 浅沼美弥子議員の質問の途中ですが、ここで休憩したいと思います。

11時15分まで休憩します。

◆1番(浅沼美弥子) それでは、2の(4)と2の(5)につきましては再質問はありません。

次に、3、印西市学校給食センター整備事業について再質問を行います。印西市学校給食センター整備計画の中に空調の工事のことについて書かれておりますが、空調については別途整備費がかかるとだけ記載があります。こちら辺の工事について説明を求めます。

◎教育部長(高島一郎) お答えいたします。

まず、現在計画をしております高花給食センターにかわる新施設につきましては、施設の中に計画の段階から空調を予定してございます。それから、牧の原学校給食センターにつきましては機器はございますが、今年度作動確認をいたしまして、その上で調子を見ながら整備、改修に努めていこうと考えております。また、印旛学校給食センターにつきましては現在空調設備がございませんので、新たに空調設備を整え、調理環境を整えてまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

◆1番(浅沼美弥子) 整備時期については、来年度以降整備ということによろしいのでしょうか、その確認をお願いします。

◎教育部長(高島一郎) そのとおりでございます。

◆1番(浅沼美弥子) 牧の原学校給食センターには空調設備はありますけれども、不具合が多いというのは、そうなのですか。今ご答弁が調査をするということなのですから、不具合が多いというようなことをお伺いしていますけれども、そこら辺のちょっと確認をお願いします。

◎教育部長(高島一郎) お答えをいたします。

確かに点検が必要な状況でございますので、やはり調子のいいときと悪いときがあるというのが現状でございます。

◆1番(浅沼美弥子) それでは、用地取得費の増額補正が出ているということですので、予算審査のほうで審査じっくりとやると思いますので、簡単にお聞きしておきたいと思えますが、どのぐらいの金額が増額となるのか、その増額の理由について伺います。

◎教育部長(高島一郎) お答えをいたします。

金額につきましては、約2億円強でございます。

また、理由でございますが、当初予定をしておりました施設用地の候補地が、都合によりまして見直しをせざるを得なくなりました。その関係で新しい用地を購入するために今回の補正をお願いしている状況でございます。また、この用地につきましては分割が難しいということで、用地が増えた原因となっております。

以上でございます。

◆1番(浅沼美弥子) 分割購入が難しいということで、かなり広がってしまったということだと思いますけれども、この広がったところの土地の利用について、やっぱり考えているのでしょうか。

◎教育部長(高島一郎) お答えをいたします。

今回の候補地につきましては、高低差が若干ございます。その関係でのり面が少し出ること。それから、それでもご質問のように土地が多少残りますので、その用地につきましては給食センターの運営上必要な駐車場あるいは給食センターの配食車両などが通りやすくなるような利用をしてみたいと、このように考えてございます。

◆1番(浅沼美弥子) 当初7,000平方メートルということで計画していて、そのときにちゃんと駐車スペースとか配食車両の動線スペースというのは当然確保されているものですから、今の答弁はちょっと、もう少し何か工夫した有効利用というのはないのかなと思ったのです。急なことで、ちょっと難しいとは思いますが、1問目で、戻ってはいけないのですけれども、今印西市に必要な備蓄の拠点みたいなものを整備できないかなというのをちょっと提案したいと思うのです。勝浦市なんかは、給食センター整備するときに備蓄拠点も一緒に整備したということがあります。こういうことを整備するに当たって、補助金もいろいろ出てきたりするので、そういうのは可能ではないかなと思うのです。調査ぜひしていただきたいなと思っています。もう買ってしまうので、買ってしまったら、なかなかあれなのですか、教育施設ということだから、利用というのはそんな柔軟には利用できなくなるのかもしれないけれども、そんなこともちょっと考えていただけたらなと思った次第でございます。それで、予算審議のほうでまたありますので、質問にしないで言いっ放しにしておきたいと思えます。

それで、最後に4の木下駅圏の公共施設の再配置によるまちづくりについてでございます。借地料のコストや公共施設の利用状況を勘案するという答弁がありました。この借地料の現状について伺いたいと思います。

◎総務部長(新井功) お答えいたします。

先ほど申し上げました木下駅圏の公共施設につきましては、借地料が生じている施設及び金額について、印西中学校が年額 1,717 万 7,736 円、大森小学校が年額 71 万 4,136 円、中央公民館が年額 677 万 949 円、総合福祉センターが年額 958 万 1,707 円となっております。

◆1番(浅沼美弥子) この借地料については、どのような認識を持っているのか伺いたいと思います。

◎総務部長(新井功) 借地料については、当初購入できればよかったような公共施設用地でございますけれども、現時点でそれぞれ公共施設の運営上必要になっているものと認識しております。

◆1番(浅沼美弥子) 市にとって、住民にとって、どうしても必要な施設なわけなのです。やっぱり基本的には自分の土地に建てたいなということだと思えるのですけれども、いろんな事情があっていたし方ないというところがあると思いますけれども、長い先のことを考えたときにいかがなのかなという思いがあります。市長は、市議会議員長くされておまして、いろいろ事情とかご存じだと思うのですけれども、自分の土地を、市の土地を購入してそういったものを整備するというようなチャンスがあれば、そういった方向に行きたいというような考えというのはお持ちなんですか、それを伺いたいと思います。

◎市長(板倉正直) お答えいたします。

借地としてお借りして、今浅沼議員のほうからのご質問の何点かの借地でございますけれども、いろんな経緯があって借地になったのではなかろうかなと、このように思っておりますけれども、これは相手がありますので、できたら財政も許せる状況、また相手側のお気持ち等が一致したならば前向きに考えてもいいのではないかなとは思いますが、今の状況では私からこうあるべきだというようなことはちょっと申し控えさせていただきたいと、このように思います。

◆1番(浅沼美弥子) 先ほどの答弁の中で公共施設の再配置の検討ということがありましたけれども、いつごろまでにこの再配置の検討というのができるのか伺います。

◎総務部長(新井功) 本年度、平成 26 年度におきまして公共施設等の実態調査を行う予定になっております。これは、第4次印西市行政改革実施計画に定める公共施設の整理統合と有効利用というようなことで、改革項目に掲げてあることによりまして、基礎調査を行うというものでございます。また、先ほど答弁いたしましたように、現在国から公共施設等総合管理計画の策定を要請されておりますので、その公共施設の総合管理計画の中にやはり公共施設等の統廃合の方針や維持管理、修繕、更新等に係る経費の見込み等定めることとされておりますので、市といたしましても国の要請を踏まえて公共施設等総合管理計画を策定する方向で準備しております。その後、次期印西市行政改革大綱の中でそのような再配置についても当然検討してまいることになろうかと考えております。

◆1番(浅沼美弥子) 最後にもう一度ちょっと市長にお伺いしたいのですけれども、今日本デキシーさんが移転した跡地というか、日本デキシーさんの土地がありますけれども、2万 8,886 平方メ

ートルあるということで、かなり広い土地があるということで、ああいうところを売っていただいて学校とか公民館とか一体の、21 住区にあるようなすばらしい何か一体化したまちづくりができれば木下駅圏に住む人たちの希望が湧くのではないかななんて思うのですけれども、相手もいることで、売り出しに出しているかもわからないことですから、何とも言えないのですけれども、そういった考えについて市長はどのように思いますか。

◎市長(板倉正直) お答えいたします。

私といたしましては、市の財政が許せるのであれば市で購入して、それだけの計画を立ててみたいという考えはなくもないのですけれども、やはり今の財政、それとデキシー側の、所有されておる会社側の意向等もございまして、また今いろいろと民間であそこにいろいろ計画を立てている話もちろちらと聞いております。これは、商業施設的な計画でございましてけれども、そういった経緯もありますし、その辺の動向をよく見ながら今後いい方向性を生み出していきたいなど。デキシーさんは、できるだけ土地は処分したいという気持ちはあるのです。だから、その辺のところ、今のあの状況をそのまま放置しておいていたのでは、市が本当に暗い駅前のあの状態がそれこそ活性化にも何もなりませんし、だからできるだけあそこの現在の今浅沼議員言われたあの面積、約1万平方メートル近い、1万平方メートルではない、何万平方メートルだ。

〔「3万」と言う人あり〕

◎市長(板倉正直) 3万平方メートルか。3万平方メートル、大きな面積ですので、それをできるだけ有効活用して木下南口の活性化に向けていきたいなど、こんなようには考えております。

○議長(渡邊正一) これで浅沼美弥子議員の個人質問を終わります。

自席にお戻りください。